

令和7年度認知症介護実践リーダー研修実施要領

1 目 的

ケアチームにおける指導的立場として、実践者の知識・技術・態度を指導する能力および実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得する。

2 実 施 主 体

福井県（社会福祉法人 福井県社会福祉協議会に委託）

3 対 象 者

研修対象者は次の①もしくは②に該当する場合となります。

対象者①

介護保険施設、事業所等に従事する介護職員等であって、介護業務に5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される者であって、旧・痴呆介護実務者研修（基礎課程）または認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者で、受講に関して所属する施設、事業所長からの推薦があり、研修全日程を受講できる者とする。【別紙様式2-1および4により申請】

対象者②

対象者①に該当しない場合で、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者であって、受講に関して所属する施設、事業所長からの推薦があり、研修全日程を受講できる者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。【別紙様式2-2および3、4により申請】

注1）指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用にかかる基準等を満たすために受講する場合は、市町長または坂井地区広域連合長の推薦書が必要です。

注2）旧・痴呆介護実務者研修「専門課程」修了者は受講済みとみなされます。

4 研 修 日 程 講義・演習・実習のまとめ ZOOM 実施

別紙日程表参照（講義・演習7日間、職場実習20日間、実習のまとめ1日間）

5 申込方法、申込期限

所属職員の受講を希望する施設・事業所を通じ、「受講申込書」（別紙様式2-1もしくは2-2、3）および「事前アンケート」（別紙様式4）を必ず封書により下記まで提出してください。
（申込期限必着、なお、FAX・メールでの申込みはできません。）

【提出先】※申込期限必着

①指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用にかかる基準等を満たすために受講する場合
・・・事業所が所在する市役所・町役場（あわら市・坂井市は坂井地区広域連合）の介護保険担当課・・・**令和7年6月16日（月）17時〆切**

②上記以外

・・・（福）福井県社会福祉協議会 福祉人材課

令和7年6月16日（月）17時〆切

6 受 講 料 10,000円(テキスト代を除く)

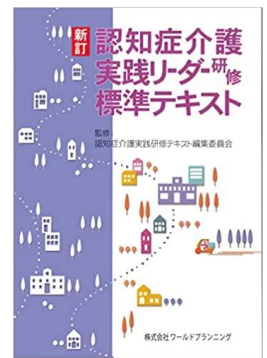
テキスト

令和4年度改訂版「新訂・認知症介護実践リーダー研修標準テキスト」
(認知症介護実践研修テキスト編集委員会監修)

出 版 社 : 株式会社ワールドプランニング

テキスト代 : 3,300円(税込み)

★研修で使用するテキストは、研修当日までに各自で必ずご準備ください。



7 定 員 60名

8 受 講 決 定

受講申込者には「受講承認通知」もしくは「受講不承認通知」を令和7年7月上旬頃に申込事業所、施設あて送付します。

- ・市町、坂井地区広域連合からの推薦者(実施要領3 対象者の注1の申込者)を優先します。
- ・定員を超える場合、原則1施設・事業所の受講者を1名とさせていただきます。
- ・当該研修の修了者がいない事業所の受講を優先する場合があります。
- ・上記調整を行ってもなお、受講希望者多数の場合には、前回の申込状況等を考慮した上で抽選を行い、受講者を決定します。

受講決定についての問い合わせ先

福井県長寿福祉課地域包括ケアG 0776-20-0330

※研修初日の10日前を過ぎても通知が届かない場合には、下記までお問合せください。

9 修了証書の交付

全日程・全課程を修了した者に修了証書を交付します。

※遅刻・早退・中座・欠席がある場合は補講等の対象となり、当該研修日程終了時には修了証書を交付できませんのでご注意ください。

10 個人情報の取扱い

受講申込書等本事業において本会が取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護に関する基本方針、個人情報保護規程を遵守し、適正に取扱いいたします。

11 そ の 他

- ・オンラインでの研修は、1人1台のパソコンを準備していただくようお願いいたします。
- ・受講態度の良くない方は、退室していただく場合または終了を認めない場合があります。
- ・職場実習では実習記録用紙を提出していただくこととなります。提出された実習記録の内容が本研修の目的と異なる記載内容や明らかな記入不足が認められた場合、修了を認めないことがあります。
- ・受講決定後、受講できなくなった場合は、速やかに事務局まで連絡してください。
- ・研修受講中に申込時所属の事業所を退職した場合は、受講継続を不可とします。
- ・自然災害などやむを得ない事情で研修を中止する場合など、受講生への情報提供は福井県社会福祉協議会のホームページで行います。

12 事 務 局

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福祉人材課研修部門
住 所 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22
TEL 0776-21-2294